老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額
附則第十一条の二第二項第一号及び第二号	
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部
控除して得た額	控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額
附則第十一条の二第二項第三号	
総報酬月額相当額に	総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に
附則第十一条の二第二項第四号	
乗じて得た額	乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額
控除して得た額	控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額
附則第十一条の三第一項	
附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条
老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額
を十二	及び他の期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額を十二
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部
附則第十一条の三第一項第三号	
総報酬月額相当額に	総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に
附則第十一条の三第一項第四号	
乗じて得た額	乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額
控除して得た額	控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額
附則第十一条の三第一項及び第二号	
控除して得た額	控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額
附則第十一条の四第二項	
坑内員・船員	坑内員・船員の老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
附則第十一条の五	
附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条
附則第十一条から第十一条の三まで又は	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第八条の五第二項の規定により読み替えられた附則第二十条第二項の規定により読み替えられた附則第十一条又は同令第八条の五第三項の規定により読み替えられた附則第十一条の二、第十一条の三若しくは

附則第十一条の六第一項	
附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
十二	当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき、附則第十一条の規定を適用した場合における当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同条第一項の規定による基本月額で除して得た数又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき附則第十一条の二の規定を適用した場合における当該一の期間に基づく老齢厚生年金を同項に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二
老齢厚生年金の額以上	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部
附則第十一条の六第二項	
坑内員・船員の老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
十二	当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき同条第一項の規定を適用した場合における当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二
老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部
附則第十一条の六第四項	
坑内員・船員の老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金
当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
規定により	規定により当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る
十二	当該一の期間に基づく老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額（同条第二項の規定により当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第一項の規定による当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額とする。）を十二で除して得た額を附則第十一条の三第一項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二
老齢厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額
老齢厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部